

## ■ 教育委員会施策の点検・評価(平成19年度主要施策)

### 1. 点検・評価結果

評価の方法については、必要性、公平性、有効性、効率性・経済性の視点からの評価を踏まえ、外部の行政評価委員により総合的に事業を評価します。  
業務内容を改善する場合は、その具体的な内容を示しています。

#### (1) 総合評価

AA = 拡充して進めることが適当    A = 現状・計画どおり進めることが適当    B = 進め方の改善を検討    C = 規模・内容又は実施主体の見  
D = 根本的な見直しを検討    E = 休止・廃止することが適当

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
1	宍粟市奨学金事業	広報及び各中学校で奨学生を募集し、教育委員会で選考決定する。入学時に1人5万円を奨学生に支給する。	教育総務課	B	当該事業の必要性については理解するが、担当者分析・所属長評価でも示されているとおり、条例第6条と規則第5条の整合性を図り、当該事業が入学費用を目的とした奨学金であること踏まえた運用方法に見直すこと。
2	幼稚園保育料等徴収事務	入園料及び保育料を口座引き落としで徴収する。年度当初に園長に各幼稚園に在籍している園児の入園料及び保育料の引き落とし口座を確認する。	教育総務課	A	平成20年4月より、入園料の廃止及び保育料の改正もされており、また、現時点では、過年度滞納もない状況である。現行どおり進めること。
3	外国人青年招致事業	教育委員会又は学校において、所属長又は学校長の指示を受けALTは次の職務を行う。 ①中学校における外国語事業の補助②小学校における国際理解教育の補助③外国語教材作成の補助及び外国語能力コンテスト等の協力。	教育総務課	B	合併の未調整事項であった各中学校へのALTの配置は達成できたと考える。 今後は、所属長の第一次評価でも示されているとおり、外国人青年目標管理シートや勤務評定を導入することにより、ALTの意識・質の向上を図ること。 また、平成23年からの小学5・6年生を対象とした英語教育の導入を踏まえ、本市の英語教育をALTにより、どのように推進するべきか検討を進めること。
4	スクールバス運行事業(幼稚園)	遠距離で通園が困難な園児の通園の確保を行う。	教育総務課	D	平成19年度、委託料単価(運転手単価)については、波賀市民局管内を除いて統一が図られたと考えるが、波賀市民局管内についても統一を進めること。 また、対象範囲については、旧町時代の学校の統廃合や地理的要件の関係があり調整できていない、合併の未調整事項である。このことは、当該事業だけでなく遠距離通学補助にも言えることである。 課題整理をするなかで、学校のあり方と同じくして調整を進めること。
5	スクールバス運行事業(小学校)	遠距離で通学が困難な児童の通学の確保を行う。	教育総務課	D	平成19年度、委託料単価(運転手単価)については、波賀市民局管内を除いて統一が図られたと考えるが、波賀市民局管内についても統一を進めること。 また、対象範囲については、旧町時代の学校の統廃合や地理的要件の関係があり調整できていない、合併の未調整事項である。このことは、当該事業だけでなく遠距離通学補助にも言えることである。 課題整理をするなかで、学校のあり方と同じくして調整を進めること。
6	スクールバス運行事業(中学校)	遠距離で通学が困難な児童の通学の確保を行う。	教育総務課	D	平成19年度、委託料単価(運転手単価)については、波賀市民局管内を除いて統一が図られたと考えるが、波賀市民局管内についても統一を進めること。 また、対象範囲については、旧町時代の学校の統廃合や地理的要件の関係があり調整できていない、合併の未調整事項である。このことは、当該事業だけでなく遠距離通学補助にも言えることである。 課題整理をするなかで、学校のあり方と同じくして調整を進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
7	高校教育振興協議会運営助成事業	市内3高等学校教育振興協議会の実施する地域貢献事業、就業体験事業、文化活動推進事業、部活動活性化事業を補助し、体験的教育活動、類型別学校設定教科授業の取組、ボランティアの活動、地域への情報発信等の活動の推進を図る。	教育総務課	D	本補助事業の目的は、地域と学校が連携し相違工夫を生かした特色ある学校づくりであるが、対象事業もまちまちであり、特色ある学校づくりに繋がっていない事業も一部あり、助成することが目的になっているように考える。 高校教育振興協議会で補助金を調整するのではなく、特色ある学校づくり活動に対し補助するよう補助基準を明確にするとともに、当該基準に合致した事業内容を明確に記載した申請方法に改めること。
8	宍粟市英語指導助手住居費補助事業	市内7中学校に赴任しているALTの住居家賃等の補助を行う。	教育総務課	D	昨年度、ALTの住居格差については一定調整できたと考える。 しかしながら、家賃・保証金(敷金)の支出方法については、現行の補助金による支出が適正であるのか、職員と同じく住居手当として支出することが適正であるのか検証する必要がある。 適正な支出方法について見直しを進めること。
9	遠距離通学支援補助事業(中学校)	教育委員会が指定した通学路及び通学方法を基準とし、通学に必要な自転車の購入又はバス定期の購入に要する経費の一部を保護者に補助金として交付する。	教育総務課	D	本補助事業は、旧町時代の学校の統廃合や地理的要件の関係があり調整できていない、合併の未調整事項である。 課題整理をするなかで、学校のあり方と同じくして調整を進めること。
10	遠距離通学支援補助事業(小学校)	教育委員会が指定した通学路及び通学方法を基準とし、通学に必要な自転車の購入又はバス定期の購入に要する経費の一部を保護者に補助金として交付する。	教育総務課	D	本補助事業は、旧町時代の学校の統廃合や地理的要件の関係があり調整できていない、合併の未調整事項である。 課題整理をするなかで、学校のあり方と同じくして調整を進めること。
11	遠距離通学支援補助事業(幼稚園)	教育委員会が指定した通園路及び通園方法を基準とし、通園に必要なバス定期の購入及びバス運賃に要する経費の一部を保護者に補助金として交付する。	教育総務課	D	本補助事業は、旧町時代の学校の統廃合や地理的要件の関係があり調整できていない、合併の未調整事項である。 課題整理をするなかで、学校のあり方と同じくして調整を進めること。
12	宍粟市立中学校等自転車通学生徒保安用ヘルメット購入費補助事業	自転車通学を許可する地域の新入生徒で自転車通学用ヘルメットを購入したものに対して補助金を交付する。	教育総務課	AA	当該補助事業については、平成19年度自転車事故(11件)発生しているが、頭部の怪我は0件であったことから考えると、有効な補助事業と考える。 また、目的が「自転車通学時の安全確保」であることから考えると、転入生についても対象範囲を拡大するべきと考える。要綱の改正を進めること。
13	学校園営繕・維持管理事業	営繕工事については、予算配当基準により学校規模に応じた予算配当を行い、少額物件は学校に於いて対応し、大規模修繕は事務局で行う。その他施設維持管理者業務については民間業者へ委託している。	施設整備課	B	学校園営繕・維持管理事業は、園児・児童・生徒・教師が学校生活を安全かつ快適に過ごすためには必要な事業と考える。 しかしながら、施設整備課と学校との関係については、少額物件は学校で対応しているが、修繕の要望内容が各学校でまちまちであることを踏まえると、一定の基準を設けることにより、施設整備課と学校の分担を明確にする中で、事務の効率化を検討すること。
14	学校園訪問推進事業	学校園を訪問し、学校園経営についての聴取や授業参観、諸帳簿の閲覧等を行い、学校園における教育課程や学校園経営、教職員の服務について指導助言を行う。	学校教育課	A	学校の教育水準の向上や教職員の教育の意識向上に繋げることは重要である。今後とも学校訪問等、学校の状況を把握し、教育の充実を図ること。
15	各種学校指定研修推進事務	市が教育の恒久的課題や今日的課題を取り上げ、学校を指定し調査研究をすすめ、宍粟市教育研究大会等での実践発表などを通じて宍粟市全体に広めることで、課題解決に努める。	学校教育課	A	当該事業の直接の成果は教職員に対する意識啓発や資質、能力の向上に結び付けるうえで有益であると考えられるが、教育委員会としても教育課題をしっかりと認識して学校指定していくことが大切である。更なる教育の充実に向け、取り組みを進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
16	人権講演会開催事業	人権問題(同和教育に視点をあてた)に関する講演会を年1回開催する。	学校教育課	B	研修会における成果を参加者数のみで捉えるのではなく、人権教育にかかる課題をしっかりと認識するうえからも、参加者におけるアンケートを実施するなど教員への意識向上を図り、児童生徒への人権学習を充実させること。
17	新学習システム推進加配調整事務	きめ細かな指導や多面的な児童生徒理解に基づく指導を推進するため、県の進める新学習システムによる加配教員を申請し、配置を受けた教員を各市内各学校に有効に配置する。	学校教育課	B	きめ細かな指導や多面的な児童生徒理解により指導を行ううえにおいては、本事業による配置される教員の重要度は増している傾向にある。そのためにも、教員配置における明確なビジョン、計画樹立に向け取り組みを進めること。
18	生徒指導等に係る指導助言事務	各学校の生徒指導・不登校担当者・スクールカウンセラーが、一同に会し、不登校やいじめ等各学校が抱える実情を語り合う。	学校教育課	B	対象児童生徒への早期対応、生徒指導を充実させるためにも情報交換のみ終わらず、研修の充実が図れる取組みを進めること。
19	適応指導教室運営事務	不登校児童生徒に関して、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみサポートネットワークの整備に係る実践的調査研究を行う。	学校教育課	B	年々、不登校傾向の児童生徒が増えつつある状況のなか、通級する児童生徒にとっての居場所となることから適応教室を運営することは必要と考える。現在、市内の南部一か所のみでの開設であるが、通級児童生徒の状況により教室の設置については、柔軟に対応できるよう検証すること。
20	特別支援員等配置事務	学校園の訪問や特別支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、必要とする学校園に支援員を配置する。	学校教育課	AA	児童生徒等の教育の充実を図るうえで特別支援員の配置の必要性は高いと考える。配置にあたっては、実態・ニーズを十分に把握したうえで、適正な配置を考えること。
21	書写教育(書写展含)推進事務	市書写展実施のため、市内小中学校書写研究部(各学校担当教諭で構成する部会)に業務委託する。	学校教育課	B	児童生徒の書写能力の向上を図る現在の市民局単位の実施方法が適当であるかどうか、また、市内全域を対象とした実施方法の検討余地ができないのかなど、実施方法の再検討を要する。
22	あずかり・学童保育推進事業	あずかり学童保育所に指導員等を配置し、就労等により保護者が家庭で保育できない児童に対し、家庭に代わる場を確保し、遊びや生活の指導を行うあずかり保育・学童保育を実施する。	学校教育課	B	あずかり保育については、認定こども園制度や幼稚園・保育園との調整を行い検討することとなるが、基本的には、現状を拡充しないことで進めること。また、学童保育については、課題整理を行い、今後の学校のあり方や私立学童保育園との関連も検討に入れ、事務の推進を図ること。
23	教育研修所推進事業	教科研修、職種別研修、学校園研修、意欲研修等を実施。事務局主催で、教育講演会、教育研究大会を開催。	学校教育課	B	教員への各種研修を充実させ、教育の充実に繋げることは重要であると考えているが、その成果がどのように教育に結び付いていくのかの過程が見えないところである。市としての教育課題に応じた研修体系とその成果に向けた取り組みが必要と考える。
24	トライやる・ウィーク推進補助事業	中学校2年生の生徒を市内の事業所等へ5日間に渡って派遣し、職場体験活動の機会を提供するトライやるウィークの実施に際し、事業主体となる各中学校の推進委員会に対して必要経費相当額を補助金として交付する。	学校教育課	B	保護者・生徒のアンケートの結果からも成果があり有益な事業であると考えられるが、実際の活動内容等については、受入先の偏り、マンネリ化等の問題もみられ、事前・事後指導の充実、「トライやるウィーク」実施の原点を踏まえた活動、更には体験を通じ生徒個々の成長にどの様に繋がったのかを評価する仕組みづくりについて、今後、取り組みを進めていくこと。
25	国際交流(スクイム市交流)推進補助事業	各中学校から選出された生徒をスクイム市へ9日間に渡って派遣し、ホームステイ・学校訪問など、国際理解教育の機会を提供する生徒海外派遣事業の実施に際し、渡航にかかる経費等を補助する。	学校教育課	B	国際性を備えた生徒の育成を図るための補助事業であるが、事業実施として一時的な体験のみに終わらず、短期的な成果にも結び付けられるような工夫を講ずること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
26	下三方小学校・郡家小学校交歓会交流補助事業	市立三方小学校と淡路市立郡家小学校との交歓会の実施に際し、補助金を交付する。	学校教育課	B	当該事業は、学校のみならず地域を巻き込みその学校の特色としての位置付けになっていることもあり、見直しにあたっては学校や地域を含め充分検討を行う必要があると考えられる。なお、今後は学校・園・所のあり方を踏まえ検討する必要があることから、現時点においては現状どおり進めること。
27	小中幼学校教育研究大会活動補助事業	市内幼稚園、小中学校が県教委、県を活動範囲とする教育研究協議会等の指定を受けて研究活動を行う際に補助金を交付する。	学校教育課	B	教職員等に対するアンケートを実施し、その成果による検証を行うこと。また、検証結果をもとに活動内容等についても見直しを図ること。
28	道谷小学校山村留学里親制度実施対策委員会運営補助事業	山村留学里親制度実施対策委員会が事業主体となる、山村留学里親制度の運営に際し補助金を交付する。	学校教育課	B	当該事業は、学校のみならず地域を巻き込みその学校の特色としての位置付けになっていることもあり、見直しにあたっては学校や地域を含め充分検討を行う必要があると考えられる。なお、今後は学校・園・所のあり方を踏まえ検討する必要があることから、地区を含めた協議を展開すること。
29	自然学校推進補助事業	実施主体となる各校の自然学校推進協議会へ補助金を交付し、5日間に渡って県内の各施設等に宿泊しながら、自然環境体験の機会を提供する。	学校教育課	B	保護者・児童に対するアンケートを実施し、その成果による検証を行うこと。また、体験を通じて児童個々の成長に繋がったのかを評価するシステムづくりについても、今後、取り組みを進めること。
30	ミニ自然学校推進事業	実施主体となる各校のミニ自然学校推進協議会へ補助金を交付し、3日間に渡って県内の各施設等に宿泊しながら、自然環境体験の機会を提供する。	学校教育課	B	保護者・児童に対するアンケートを実施し、その成果による検証を行うこと。また、体験を通じて児童個々の成長に繋がったのかを評価するシステムづくりについても、今後、取り組みを進めること。
31	修学旅行引率体制強化補助事業	各学校が、修学旅行を実施することに際し、その引率体制の充実・強化を図るため、引率教員の旅費相当額の一部を補助する。	学校教育課	B	県費負担教職員(校長、教頭、養護教諭)の修学旅行引率旅費については、本来県費により支出されるべきであると考えられるため、県費旅費による支出との調整を図ること。
32	生徒(進路)指導等充実補助事業	各中学校の生徒指導等推進委員会が行う生徒指導及び進路指導等の活動に対し、教職員の旅費相当額を補助金として交付する。	学校教育課	B	生徒指導、進路指導にかかる教職員旅費等にかかる補助であるが、県費旅費による支出との調整を図ること。
33	部活動推進補助事業	宍粟市の中学校生徒が充実した部活動を行えるよう環境整備を行うため、各中学校の部活動推進委員会に対して補助金を交付する。	学校教育課	A	現在、平成22年度までの経過措置により減額としており、現状どおり進めること。
34	野原小学校国際交流補助事業	野原日豪親善交流会が実施するオーストラリアアイアンサイド小学校との交流事業実施のため、補助金を交付する。	学校教育課	B	当該事業は、学校のみならず地域を巻き込みその学校の特色としての位置付けになっていることもあり、見直しにあたっては学校や地域を含め充分検討を行う必要があると考えられる。なお、今後は学校・園・所のあり方を踏まえ検討する必要があることから、現時点においては現状どおり進めること。
35	へき地教育研究発表会補助事業	へき地校の実施する研究発表会事業に対し補助金を交付し、へき地教育の振興に資する。	学校教育課	B	へき地校を多く抱える本市にとって、研究会の開催や研究発表によって、教職員の資質向上や教育の充実には必要な事業と考える。なお、実施にあたっては、へき地該当校だけでなく、幅広い教職員、地域住民が研修できるよう対象者を拡大するなどの検討の余地があると考えられる。また、教職員に対するアンケートを実施し、その成果による検証を更に進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
36	いきいき学校応援事業推進事務	各学校の「いきいき学校」応援補助事業推進委員会が校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や児童生徒の学習をサポートしていただける方、特定の分野で専門性の高い郷土出身者など学校支援ボランティアとして導入する活動に際し、補助金を交付する。	学校教育課	E	当該補助事業は、県の補助事業であり、県の教育施策の変更によって、平成20年度より実施されていない事業であるため、廃止すること。
37	成人式運営事業	新成人の式典の開催、案内はがきの発送、実行委員会の開催等を行う。	社会教育課	A	次世代を担う新成人に、社会人としての自覚と責任、ふるさと宍粟市への愛着や誇りを育む機会とする成人式は必要な事業と考える。 また、運営方式も新成人で実行委員会を組織し、新成人主体の自主運営ができていると考える。現行どおり進めること。 なお、全国的には成人式でのマナー悪さが問題視されていることから、その点については十分留意すること。
38	しそ放課後子どもプラン運営事業	推進委員会の設置、コーディネーターの配置、放課後こども教室の開催。	社会教育課	C	当該事業は、子どもたちが放課後に安心・安全に過ごせる居場所づくりの確保、体験活動や交流活動を通じた子どもたちの健全育成を目的に、平成19年度から実施されている事業である。 所属長・担当者の分析・評価でも示されているとおり、ボランティアの確保、運営形態等を見直し、より良い事業展開を進めるとともに、計画どおり事業を拡充すること。
39	青い鳥・くすの木学級運営事業	しそ青い鳥・くすの木学級実行委員会の開催、実行員会の庶務を補佐する。	社会教育課	B	当該事業は、生涯学習の一環として、視覚及び聴覚に障害のある方を対象に開設されている社会学級であり、自立と社会参加を促進するためにも必要な事業と考える。 なお、講座回数・講座内容の検証、ボランティアの育成について、引き続き検討すること。
40	宍粟市美術展運営事業	写真、日本画、洋画、書、工芸の各部門より選出された運営委員からなる宍粟市美術展運営委員会を組織する。また運営委員会に事業を委託する。事務局として庶務をサポートする。	社会教育課	B	当該事業は、市が主催する美術展としては唯一の美術展であり、本市の芸術を推進する上では必要な事業と考える。 しかしながら、出品作品数は横ばい状況であるが、来場者数は年々減少(H17:1004人、H18:855人、H19:705人)している状況であり、魅力ある美術展の運営について検討すること。 また、美術展運営委員会への全部委託でありながら、市が携わっている部分もあるため、美術協会と市の役割を検証すること。
41	生涯学習センター登録団体制度運用事務	登録団体による生涯学習センターを拠点とした自主活動を支援し、地域活動への参画を支援する。	社会教育課	A	当該事業は、生涯学習センターを拠点として自主的かつ継続的な学習活動をする団体へ支援することにより、市事業への参画又ボランティアとして地域社会へ還元する「学びの循環」システムを確立する制度であり、有効な事業と考える。 平成19年度から実施された制度であり、初年度は一部のセンターで制度の導入ができなかったものの、平成20年度から全ての生涯学習センターで実施されており、これからの制度であると考えている。 今後については、登録団体の市事業への参画、地域社会への還元を検証する中で、有効な制度の確立に向け進めること。 なお、生涯学習の団体であるため、今後も自主運営や自己実現への指導助言に努められたい。
42	青少年育成センター運営事業	街頭補導、巡回補導活動、相談活動の実施。青少年育成委員の研修及び情報交換のための会議の開催。広報・啓発活動、環境浄化活動、児童・生徒の安全確保のため活動、学校、警察等関係機関との連携の実施。保護司、民生・児童委員や地域ボランティアとの連携。	社会教育課	B	青少年健全育成については、平成19年度、青少年育成センター及び青少年健全育成推進連絡会の組織・機構の抜本的な見直しを図った。 また、平成20年度、青少年育成センターの中核組織として中学校区育成委員会を設置し、地域活動の母体として、きめ細やかな運営を進められていると考える。 今後については、各育成委員会の活動内容について、地域性を踏まえ一定同じ取り組みになるよう調整するなど、事業の充実に向け進めること。
43	宍粟市連合婦人会活動補助事業	宍粟市連合婦人会へ支部の活動費も含め、一括で補助金を交付。事務局として会務を補佐。	社会教育課	C	平成19年度を以て、山崎地区・城下地区が山崎町婦人会から脱退するなど婦人会組織は大きな転換期を迎えようとしている。 市連合婦人会の現状の課題を検証し、今後の動向も踏まえ調整を進めること。
44	宍粟市文化協会活動補助事業	世代から世代へ受け継がれた伝統文化の保存活動、宍粟市の歴史検証・記録活動、新たな文化の創造活動、文化を基盤としたまちづくり活動や地域住民の交流活動に対し、補助を行う。	社会教育課	B	市独自の文化の創造、伝統文化の保存・継承のためには、文化協会への活動補助は必要と考える。 しかしながら、支部間における自主財源率の格差については、引き続き調整を進めること。 また、補助要綱については、平成20年4月の補助金要綱一括改正により目的、補助対象経費、補助率又は補助金額を示すことができたが、補助率又は補助金額については、さらに明確にするべきと考えられるため行革推進課・総務課と調整を進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
45	宍粟市連合PTA活動補助事務	市内の幼・小・中・高校の保護者で組織するPTA活動に補助金を交付するとともに、教育委員会に庶務のための事務局を設置し、その活動を支援し、地域に開かれた学校運営をサポートする。	社会教育課	B	学校運営をサポートし、青少年の健全育成を担う組織として、積極的な自主事業を展開しているPTA活動への補助は必要と考える。 しかしながら、補助要綱については、平成20年4月の補助金要綱一括改正により目的、補助対象経費、補助率又は補助金額を示すことができたが、補助率又は補助金額については、さらに明確にするべきと考えるため行革推進課・総務課と調整を進めること。 また、所属長・担当者が分析・評価されている運営方法の見直しについても検討すること。
46	宍粟市子ども会連絡協議会活動補助事務	市内4支部の子ども会連絡協議会の活動費を含め、補助金を交付する。また事務局として会務を補佐する。	社会教育課	B	子ども会への補助については、青少年の健全育成からも必要な補助事業と考える。 しかしながら、昨年度の評価についても指摘したところであるが、市に依存するのではなく、自主財源の確保を進めること。 また、補助要綱については、平成20年4月の補助金要綱一括改正により目的、補助対象経費、補助率又は補助金額を示すことができたが、補助率又は補助金額については、さらに明確にするべきと考えるため行革推進課・総務課と調整を進めること。
47	「社会を明るくする住民運動大会」運営補助事業	社会を明るくする運動宍粟地区実施委員会への補助金の交付。また事務局として会務を補佐する。	社会教育課	D	大会の運営については、平成19年度、事業内容を見直し経費の削減に努めたと考える。 しかしながら、担当者が分析・評価で示されている「社会を明るくする運動」自体が市の業務であるか疑問を感じている点については、例えば青少年の犯罪防止を主とした視点で取り組むなど、市として「社会を明るくする運動へ」の取り組み姿勢を明らかにする必要があると考える。 また、大会の運営については、大会内容を検証するアンケート調査を実施するなど、より良い運営を進めること。
48	市民講座・リーダー研修事業(「元気をもらおう」講座運営事業)	年3回、人権にかかる課題をテーマにした研修会を実施する。	社会教育課	B	高い人権意識に基づいた判断・行動を起こすことのできる市民の育成を目指す当該事業は必要性な事業と考える。 また、講座への参加者数は年々増加(H17:711名、H18:732名、H19:825名)しており、有効な事業になっていると考える。 なお、地域づくり学習推進リーダーの育成に向け、随時検証し、より良い運営を進めること。
49	青少年人権教育推進事業(山崎教育集会所事業)	人権学習検討委員会、地区別説明会の開催。対象小中学校教諭に委嘱する。活動プログラムを作成し実施する。	社会教育課	B	当該事業が開始された当初は、児童・生徒の学力向上を目的として実施されてきたが、現在は、人権教育や交流事業と展開されている事業である。 しかしながら、平成20年度より休止された地区もあり、対象地区だけの事業実施の廃止要望や周辺地区児童まで拡大した校区全体としての事業展開を望まれる声がある中で、今後どのように事業展開を進めていくべきか検討を進めること。
50	成人人権教育推進事業(山崎教育集会所事業)	人権学習検討委員会、学習会、講演会、地区別説明会の開催。各支部長、自治会長と内容協議。チラシの作成、配布。	社会教育課	B	人権意識の高揚を図る上では必要な事業と考えるが、担当者も問題点で示されているとおり講演会等への参加者数は減少傾向(H18:297名、H19:178名)にあり、また、講座もマンネリ化するなどの問題があると考え。 市民の意見を聞く中で、事業内容の検証を進めること。
51	12月人権週間事業	人権講演会、コンサート等の開催。広報等啓発活動(広報掲載・チラシの配布)	社会教育課	B	当該事業は、12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、講演会・コンサートなど市民の人権意識の高揚を図るために進められている事業である。 しかしながら、講演会等の参加者数については減少傾向(H18:784人、H19:590人)にあり啓発活動を進めるとともに、人権意識の高揚に繋がる内容を常に意識して計画、立案すること。
52	西同教地域指定実践発表事業	西同教地域指定人権教育実践発表実行委員会に負担金の交付。	社会教育課	A	当該事業は、市内8つの中学校区のうち、一つの中学校区が指定を受け、2年間に亘る継続研究をおこなう事業である。 学校と地域が協力し、地域の課題を人権の視点で見つめ直す上では必要な事業と考える。 現行どおり進めること。
53	市同教運営事務	宍粟市人権・同和教育研究協議会への負担金の交付。	社会教育課	A	学校教育、社会教育の関係者に、人権教育を進める上での知識や情報等を広く伝え、人権教育の実践の質を高めるためには、必要な事業と考える。 現行どおり進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
54	地区生涯学習推進協議会運営補助事務(山崎)	地区生涯学習推進協議会へ補助金を交付。事務局として会務を補佐する。	社会教育課	C	市民活動(人権・文化・健康福祉・生活環境)を推進する生涯学習協議会に対する補助は必要と考える。しかしながら、市内・市外の先例・先進事例を参考に市全体として事業が成熟するよう、学習のあり方、進め方について検討すること。また、昨年度の評価でも指摘したところであるが、これまでの各々の取り組みの中で活動内容を統一することは現時点においては困難と考えるが、市としての方向性(活動の柱)を打ち出すよう調整すること。
55	市指定文化財管理・指導・活用事業	指定文化財を点検し、管理状況についての所有者への指導や必要な措置を行うとともに、標柱・説明板等を設置して啓発や活用を図る。	社会教育課	B	当該事業は、指定文化財を点検し、適正な管理を進め、地域づくり又観光資源として活用を促進する事業であり、指定文化財の保存・促進の視点からも必要な事業と考える。担当者分析でも示されているとおり、個々の文化財台帳の整理を早急に進めるとともに、定期的な点検についても検討し、指定文化財の適正な管理・保存方法を進めること。
56	文化財審議委員会運営事務	審議委員会を開催し、市にとって重要な各種文化財の指定・現状変更・解除について諮問を行う。	社会教育課	A	現行どおり進めること。なお、運営方法については、より効率的な運営を進めること。
57	歴史民俗資料収集・保管事業	市にとって重要な民具・古文書等歴史民俗資料の収集に努め、活用に備えた調査・記録・保管を行う。	社会教育課	B	当該事業は、重要な歴史民俗資料を収集・保管する上からも必要な事業と考える。しかしながら、担当者の分析でも示されているとおり、収集すべき資料の基準を明確にするとともに、市民への周知についても検討を進めること。また、収蔵場所や保管方法、さらには展示方法についても検討を進めること。
58	未指定文化財調査事業	指定文化財以外の各種文化財の所在や内容の調査や記録を行い、市にとって重要なものについては指定候補物件として指定に備える。	社会教育課	B	当該事業は、市にとって重要な文化財を保護する上からも必要な事業と考える。しかしながら、担当者の分析でも示されているとおり、未指定文化財の個別調査を実施し、文化財台帳の整理を進めるなど、適正な事務を進めること。
59	出土品(文化財)企画展示事務	宍粟市の歴史文化の理解促進を図るために、期間を定めた企画展示を開催する。	社会教育課	C	出土品・文化財を展示することは、市民に地域の歴史・文化の理解を深めていただく機会となり必要な事業と考える。しかしながら、担当者も問題点として示されているとおり、地域的な偏りがあること、又他の展示施設の展示品入れ替えについても関係部署と調整を図り、市民がより良い機会となるよう運営方法について検討を進めること。
60	体験講座・講演会運営事務	宍粟市の歴史文化に関する体験講座・講演会を開催し、地域の歴史文化の理解促進を図る。	社会教育課	C	市民が地域の歴史文化に関する理解を深める機会とする上では、体験講座・講演会の開催は必要な事業と考える。しかしながら、参加者数(H17:276人、H18:261人、H19:200人)と減少している状況である。担当者の分析でも示されているとおり、事業内容(テーマ)の見直しを検討するとともに、参加者が一宮市民局管内に偏っていることについても、市全体への拡大に向け検討すること。
61	重要文化財防火管理補助事業	重要文化財御形神社本殿の防火施設管理事業について、補助金交付申請手続き、説明、申請受付、内容審査、交付決定を行う。また県への申請・交付決定・実績報告の申達・進達を行う。	社会教育課	A	市内唯一の重要文化財(御方神社本殿)の火災対策(火災報知器の点検等)に対する補助であり、必要な補助と考える。現状どおり進めること。
62	文化財保存修理補助事業事務	国・県・市指定文化財の保存修理事業に伴う補助金の申請・交付・報告等の事務を行う。	社会教育課	A	当該事業は、指定文化財の保存修理に関して、多額の経費を要する場合に対する補助であり必要な補助と考える。現行どおり進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
63	民俗芸能保存活動補助事業	対象の14団体について、補助金交付申請手続き、説明、申請受付、内容審査、交付決定を行う。	社会教育課	C	市内の伝統保存のための補助事業であり、必要な補助と考える。 しかしながら、実情は一宮地区と波賀地区だけに補助しており、公平な補助となっていないところである。 千種地区及び文化協会より支出されている山崎地区の民俗芸能保存団体への補助も含め、今年度中に調整すること。 また、新たな民俗芸能の掘り起こしを進めるとともに、認定基準を明確にすること。
64	一般・児童図書選書、整理事業(図書館)	蔵書の充実を目指した選書を行い、利用者に分かりやすい分類と配架を行う。	社会教育課	D	事務としては、蔵所冊数は年々増加しており、図書貸出業務も連携体制に課題はあるものの、基本的には適正に事務は進められていると考える。 しかしながら、図書館運営全般に関することになるが、市として、図書館運営をどのような体制で、どのように進めていく考えであるのか、図書館運営のあり方(体制)が明確になっていないことが問題と考える。
65	図書貸出業務(図書館)	図書貸出・返却業務。	社会教育課	D	現在、図書館・各生涯学習事務所で、図書事業への取り組み、人的体制(職員・臨時職員・有償ボランティア)の違いがあり、結果として市民サービスに差異が生じている。 今後、工夫により改善も期待できることから、図書館運営のあり方(体制)を明確にすること。 また、図書館運営のあり方(体制)を明確にする中で、各生涯学習事務所で取り組まれている事業についても検証すること。
66	おはなし会等子ども読書活動事業(図書館)	あはなし会、絵本の読み聞かせ会、工作教室、大人のための児童文学講座、人形劇公演の開催。夏休みに配布する推薦図書リストの作成。	社会教育課	B	当該事業は、子どもと本を結びつける機会とするための事業であり、成果としても1回平均約30人余り、年間1600人余りの参加となり有効な事業になっていると考える。 しかしながら、図書館・各生涯学習事務所で違いがあり、同様の事業に取り組んでいる生涯学習事務所もあれば、取り組んでいないところもある。 市としての、図書館事業のあり方(体制)を明確にする中で、子どもを対象とした事業展開について検証すること。
67	図書だより等啓発事業(図書館)	毎月の行事案内、推薦図書の紹介、新着と新着図書の案内等図書館の利用案内等を掲載した図書だよりの発行。	社会教育課	B	当該事業については、新着図書の案内、推薦図書の紹介など、図書館情報をお知らせする上では必要な事業と考える。 しかしながら、図書館・各生涯学習事務所ごとに発行するのではなく、市として統一した図書だよりの発行について検討すること。
68	古典を読む会開催事業	講師による日本古典文学講義を年10回、毎月第2金曜日に開催。	社会教育課	A	当該事業については、約20年間続いており、事業費も少なく要望が強い事業である。 現行どおり、進めること。
69	高齢者大学(やまさき老人大学)運営事業	社会教育指導員1名を配置し、運営委員会組織を実施、4年制のかしわの学園と修了者の実年学院を設置運営し、一般教養講座・専門講座を開催。	社会教育課	B	当該事業については、高齢者が学習を通じて、豊かで生きがいのある生活を営み、また社会参加と自立を促す上でも必要な事業と考える。 なお、高齢者の年齢層が広範囲にわたるため、学習ニーズも多様化していると思われる。随時、講座内容等についても検証し、より良い運営を進めること。
70	学遊館生涯学習講座運営事業	講師を依頼し、参加者を募り、陶芸教室、木工教室、草木染教室など施設の特色を生かした事業を実施している。	社会教育課	C	市民に学習の機会や場所を提供することにより、市民の生涯学習のきっかけづくりには必要な事業と考える。 しかしながら、社会教育課を中心に、市全体として、市民ニーズにあった講座内容・受益者負担(受講料)・講座期間の考え方について調整するとともに連携した取り組みを図ること。 また、募集のPR方法について、検討すること。
71	青少年体験活動事業(チャレンジ5days・通学合宿)事業	青少年教育専門員を1名配置し、館の登録団体やボランティアと連携しながら、チャレンジ5daysや通学合宿等の、宿泊型の体験活動を実施。	社会教育課	B	当該事業については、体験学習や異年齢集団による宿泊型事業を展開する中で、青少年の人を思いやる気持ちや物事に取り組み姿勢などを育成する場として必要な事業と考える。また、毎年70名程度の参加者もあり有効な事業になっていると考える。 しかしながら、所属長・担当者が問題視されている人的配置(スタッフ)の確保・育成については引き続き検討すること。 また、学習講座は別として、イベント的・単発的な事業については、市全域から参加しやすい工夫を検討すること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
72	青少年体験活動事業(土曜なんでも体験隊・ホテル体験隊・夏休みワクワク講座)事業	青少年教育専門員を1名配置し、館の登録団体やボランティアと連携しながら、土曜なんでも体験隊や夏休みワクワク講座等の体験活動を実施。チャレンジ5daysや通学合宿等の、宿泊型の体験活動を実施。	社会教育課	B	当該事業については、青少年が体験活動できる交流の場として、毎年600名余りの参加者もあり有効な事業と考える。 しかしながら、所属長・担当者が問題視されている人的配置(スタッフ)の確保・育成については引き続き検討すること。 また、学習講座は別として、イベント的・単発的な事業については、市全域から参加しやすい工夫を検討すること。
73	学遊館まつり運営事業	学遊館で活動している各種サークルや教室の発表の場、交流の場を提供する。	社会教育課	C	当該事業については、学遊館で活動されている各種サークルや教室の発表の場としての事業である。 担当者の分析でも示されているとおり、マンネリ化や市の関与の点で問題があると思われるため、事業内容の見直し、自主的な運営を進めること。
74	秋のふれあい文化祭実施補助事業	秋のふれあい文化祭実行委員会へ開催経費を補助金として交付する。	社会教育課	C	地域に根ざした伝統芸能、文化の保存、新たな文化を創造する上では、必要な補助事業と考える。 しかしながら、昨年度の評価で、出演団体から出演料を求めることで調整することを指摘したが、現段階は調整がとれていないため、今年度中に調整すること。 また、(財)山崎文化振興財団への委託についても引き続き検討すること。
75	高齢者大学(いわみ学園)運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。クラブ活動による教養の向上として、大学・大学院クラスを設け、大学は年11回の一般教養講座を実施し、大学院は年4回の教養講座を実施。	社会教育課	B	当該事業については、高齢者が学習を通じて、豊かで生きがいのある生活を営み、また社会参加と自立を促す上でも必要な事業と考える。 なお、高齢者の年齢層が広範囲にわたるため、学習ニーズも多様化していると思われる。随時、講座内容等についても検証し、より良い運営を進めること。
76	一宮生涯学習講座運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。講師による8教室を実施。	社会教育課	C	市民に学習の機会や場所を提供することにより、市民の生涯学習のきっかけづくりには必要な事業と考える。 しかしながら、社会教育課を中心に、市全体として、市民ニーズにあった講座内容・受益者負担(受講料)・講座期間の考え方について調整するとともに連携した取り組みを図ること。 また、募集のPR方法について、検討すること。
77	青少年体験活動事業(異年齢交遊塾・通学合宿)事業	異年齢交遊塾については運営委員会を組織し、交遊塾の企画運営を進める。参加児童を興味関心別にグループ分けし、グループの課題をもって課題解決学習に取り組むことを軸として活動する。通学合宿は直営の事業として企画運営する。異年齢の構成となるようグループ分けし、活動、生活のための班として活用しながら合宿期間を過ごさせる。	社会教育課	B	当該事業については、異年齢集団での共同生活を行うことにより、望ましい人間関係、規律ある生活習慣を身につける体験学習であり、青少年の健全育成の上では必要な事業と考える。 なお、平成20年度より、小学生児童の体力面を考慮し、事業期間の短縮(7泊8日から4泊5日に変更)をおこなっているが、事業内容を検証する中で、適正な事業運営を進めること。 また、学習講座は別として、イベント的・単発的な事業については、市全域から参加できる工夫を検討すること。
78	一宮美術作品展(ふるさと祭りに併せて)	毎年11月3日に行われる「いちのみやふるさとまつり」に合わせて開催される、文化協会主催の美術作品展において、公民館講座、社会大学クラブ活動受講生の作品を展示する。	社会教育課	B	当該事業については、市民の文化活動の場となっており、文化・芸術の振興の上では必要な事業と考える。 また、市の関与についても指導的な部分のみであり、自主的な運営となっていると考える。 しかしながら、出展数(H18:279件、H19:239件)、出展団体(H18:6団体、H19:5団体)と減少しているため、増加に向けた募集を進めるとともに、展示方法等、適正な事業運営を進めること。
79	地区生涯学習推進協議会活動補助事務(一宮)	人権学習推進事業計画の作成。地域づくりリーダー育成のための研修会の実施。各種団体を対象とした研修会の実施。	社会教育課	C	市民活動(人権・文化・健康福祉・生活環境)を推進する生涯学習協議会に対する補助は必要と考える。 しかしながら、市内・市外の先例・先進事例を参考に市全体として事業が成熟するよう、学習のあり方、進め方について検討すること。 また、昨年度の評価でも指摘したところであるが、これまでの各々の取り組みの中で活動内容を統一することは現時点においては困難と考えるが、市としての方向性(活動の柱)を打ち出すよう調整すること。
80	市民講座・リーダー研修事業(一宮)	生涯学習活動促進に関わるリーダーを中心とした研修会の実施や全市民対象の人権講演会の実施。	社会教育課	B	高い人権意識に基づいた判断・行動を起こすことのできる市民の育成を目指す当該事業は必要性な事業と考える。 なお、地域づくり学習推進リーダーの育成に向け、随時検証し、より良い運営を進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
81	一般・児童図書選書、整理事業(一宮)	蔵書の充実を目指した選書を行い、利用者に分かりやすい分類と配架を行う。	社会教育課	D	事務としては、蔵所冊数は年々増加しており、図書貸出業務も連携体制に課題はあるものの、基本的には適正に事務は進められていると考える。 しかしながら、図書館運営全般に関することになるが、市として、図書館運営をどのような体制で、どのように進めていく考えであるのか、図書館運営のあり方(体制)が明確になっていないことが問題と考える。
82	図書貸出業務(一宮)	図書貸出・返却業務。	社会教育課	D	現在、図書館・各生涯学習事務所で、図書事業への取り組み、人的体制(職員・臨時職員・有償ボランティア)の違いがあり、結果として市民サービスに差異が生じている。 今後、工夫により改善も期待できることから、図書館運営のあり方(体制)を明確にすること。 また、図書館運営のあり方(体制)を明確にする中で、各生涯学習事務所で取り組まれている事業についても検証すること。
83	高齢者大学(かえで学園)運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。クラブ活動による教養の向上。	社会教育課	B	当該事業については、高齢者が学習を通じて、豊かで生きがいのある生活を営み、また社会参加と自立を促す上でも必要な事業と考える。 なお、高齢者の年齢層が広範囲にわたるため、学習ニーズも多様化していると思われる。随時、講座内容等についても検証し、より良い運営を進めること。
84	成人大学(メイプル大学・メイプル大学院)運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。大学講座10回、大学員講座10回開催。	社会教育課	D	当該事業は、成果指標の推移からもわかるとおり在籍者数(H18:294人、H19:378人)と増加しており、成人教育を推進していく上では有効な事業と考える。 しかしながら、市全体としての成人教育の推進に向けた方向性について問題があると考え。 市内では波賀生涯学習事務所だけが成人講座を開催しているのが現状であり、旧町間において生涯教育に対する取り組みが違っていたことは理解するが、社会教育課・各生涯学習事務所が連携し、市全体として成人教育の推進について方向性を明確にしていくこと。
85	波賀生涯学習講座運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。講師による7～9教室を実施。	社会教育課	C	市民に学習の機会や場所を提供することにより、市民の生涯学習のきっかけづくりには必要な事業と考える。 しかしながら、社会教育課を中心に、市全体として、市民ニーズにあった講座内容・受益者負担(受講料)・講座期間の考え方について調整するとともに連携した取り組みを図ること。 また、募集のPR方法について、検討すること。
86	波賀文化のつどい運営事業	文化団体の演技や競技の表現の場の提供。芸術文化活動の発表の場の提供。広報活動。	社会教育課	A	当該事業については、市民の文化活動の場となっており、文化・芸術の振興の上では必要な事業と考える。 また、多くの市民・団体の参画による実行委員会形式で運営しており、効率的な運営になっていると考える。 しかしながら、作品出品数は増加(H18:693展、H19:876展)しているが、出展者(団体)数が減少(H17:327人、H18:286人、H19:259人)しているところが気になるところである、多数の方に出展いただくよう事務の運営を進めること。
87	波賀観月会運営事業	合唱演奏などによる文化活動の発表と鑑賞。子どもや成人茶道教室の成果発表。	社会教育課	A	当該事業については、市内で唯一実施されている「観月会」事業であり、市内の活動団体(文化協会)に出演いただくなど、有効な事業になっていると考える。 現行どおり進めること。
88	地区生涯学習推進協議会活動補助事務(波賀)	事務局として、連絡調整、企画運営等の事務を行う。各種団体を対象とした研修会の実施。	社会教育課	C	市民活動(人権・文化・健康福祉・生活環境)を推進する生涯学習協議会に対する補助は必要と考える。 しかしながら、市内・市外の先例・先進事例を参考に市全体として事業が成熟するよう、学習のあり方、進め方について検討すること。 また、昨年度の評価でも指摘したところであるが、これまでの各々の取り組みの中で活動内容を統一することは現時点においては困難と考えるが、市としての方向性(活動の柱)を打ち出すよう調整すること。
89	市民講座・リーダー研修事業(波賀)	地域づくりリーダー育成のための研修会の実施。各自治会における「地域づくり学習会」の実施。	社会教育課	A	高い人権意識に基づいた判断・行動を起こすことのできる市民の育成を目指す当該事業の必要性な事業と考える。 なお、地域づくり学習推進リーダーの育成に向け、随時検証し、より良い運営を進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
90	一般・児童図書選書、整理事業(波賀)	蔵書の充実を目指した選書を行い、利用者に分かりやすい分類と配架を行う。	社会教育課	D	事務としては、蔵所冊数は年々増加しており、図書貸出業務も連携体制に課題はあるものの、基本的には適正に事務は進められていると考える。 しかしながら、図書館運営全般に関することになるが、市として、図書館運営をどのような体制で、どのように進めていく考えであるのか、図書館運営のあり方(体制)が明確になっていないことが問題と考える。
91	図書貸出業務(波賀)	図書貸出・返却業務。	社会教育課	D	現在、図書館・各生涯学習事務所で、図書事業への取り組み、人的体制(職員・臨時職員・有償ボランティア)の違いがあり、結果として市民サービスに差異が生じている。 今後、工夫により改善も期待できることから、図書館運営のあり方(体制)を明確にすること。 また、図書館運営のあり方(体制)を明確にする中で、各生涯学習事務所で取り組まれている事業についても検証すること。
92	おはなし会等子ども読書活動事業	あはなし会、絵本の読み聞かせ会、工作教室、大人のための児童文学講座、人形劇公演の開催。夏休みに配布する推薦図書リストの作成。	社会教育課	B	当該事業は、子どもと本を結びつける機会とするための事業であり、小学校へPTAと連携し実施されている事業である。 しかしながら、図書館・各生涯学習事務所で違いがあり、同様の事業に取り組んでいる生涯学習事務所もあれば、取り組んでいないところもある。 市としての、図書館事業のあり方(体制)を明確にする中で、子どもを対象とした事業展開について検証すること。
93	図書だより等啓発事業(波賀)	毎月の行事案内、推薦図書の紹介、新着と新着図書の案内等図書館の利用案内等を掲載した図書だよりの発行。	社会教育課	B	当該事業については、新着図書の案内、推薦図書の紹介など、図書館情報をお知らせする上では必要な事業と考える。 しかしながら、図書館・各生涯学習事務所ごとに発行するのではなく、市として統一した図書だよりが発行について検討すること。
94	お母さん文庫(波賀)運営事業	幼児・低学年児童への図書読み聞かせ、図書を活用した工作活動の実施。	社会教育課	B	当該事業については、子どもと本を結びつける機会としての読み聞かせ事業であり、幼児期から「本」に興味を持たせる事業としては必要な事業と考える。 また、朗読ボランティアにより実施されており、経費もほとんどかかかっていない状況であり、経済性・効率性も非常に高い事業と考える。 しかしながら、図書館・各生涯学習事務所で違いがあり、同様の事業に取り組んでいる生涯学習事務所もあれば、取り組んでいないところもある。 市としての、図書館事業のあり方(体制)を明確にする中で、子どもを対象とした事業についても検証すること。
95	移動図書館あおぞら文庫事業	移動図書車で月1回遠隔地域を巡回し、住民に図書を貸し出す。	社会教育課	A	当該事業は、施設から遠隔地の方に対し移動図書館(バス)を通じ、図書貸出しを普及する事業である。 年度によって、貸出冊数は若干違うものの300冊～500冊あり、施設からの遠隔地の方にとっては有効な事業になっていると考える。 また、平成20年度より、市全体としての取り組みに拡大されているが、有効な事業となるよう事業内容を検証すること。
96	高齢者大学(しきぐさ学園)運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。クラブ活動による教養の向上として、大学・大学院クラスを設け、大学は年10回の一般教養講座を実施し。	社会教育課	B	当該事業については、高齢者が学習を通じて、豊かで生きがいのある生活を営み、また社会参加と自立を促す上でも必要な事業と考える。 しかしながら、所属長の第一次評価にも示されているとおり、しきぐさ学園については、平成18年度に開設されたところであるため、事業内容を検証する中で、充実した内容に改善をすること。
97	千種生涯学習講座運営事業	学習者のニーズに即した効果的な学習機会の提供。講師による15教室を実施。	社会教育課	C	市民に学習の機会や場所を提供することにより、市民の生涯学習のきっかけづくりには必要な事業と考える。 しかしながら、社会教育課を中心に、市全体として、市民ニーズにあった講座内容・受益者負担(受講料)・講座期間の考え方について調整するとともに連携した取り組みを図ること。 また、千種生涯学習事務所については、平成19年度からの事業であり、これからの事業と考えるが、受講者の確保、新規講座の開設に向け取り組みを進めること。
98	千種文化作品展運営事業	芸術文化活動の発表の場の提供。広報活動。	社会教育課	C	当該事業については、市民の文化活動の場となっており、文化・芸術の振興の上では必要な事業と考える。 しかしながら、作品出品数(H17:468展、H18:538展、H19:301展)・出展者(団体)数(H17:180人、H18:209人、H19:129人)も減少している状況である。 所属長・担当者が、分析・評価で示されているとおり、事業内容の見直しを早急に進めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
99	地区生涯学習推進協議会活動補助事務(千種)	事務局として、連絡調整、企画運営等の事務を行う。各種団体を対象とした研修会の実施。	社会教育課	C	市民活動(人権・文化・健康福祉・生活環境)を推進する生涯学習協議会に対する補助は必要と考える。 しかしながら、市内・市外の先例・先進事例を参考に市全体として事業が成熟するよう、学習のあり方、進め方について検討すること。 また、昨年度の評価でも指摘したところであるが、これまでの各々の取り組みの中で活動内容を統一することは現時点においては困難と考えるが、市としての方向性(活動の柱)を打ち出すよう調整すること。
100	市民講座・リーダー研修事業(千種)	地域づくりリーダー育成のための研修会の実施。各自治会における「地域づくり学習会」の実施。	社会教育課	B	高い人権意識に基づいた判断・行動を起こすことのできる市民の育成を目指す当該事業は必要性な事業と考える。 なお、地域づくり学習推進リーダーの育成に向け、随時検証し、より良い運営を進めること。
101	教育集会所運営事業(千種)	年間事業計画の作成、講師の派遣、文化展の支援、人権学習会等の支援・学習会必要機器等貸し出し。	社会教育課	B	人権意識の高揚を図る上では必要な事業と考えるが、市民の意見を聞く中で、事業内容の検証を進めること。
102	一般・児童図書選書、整理事業(千種)	蔵書の充実を目指した選書を行い、利用者に分かりやすい分類と配架を行う。	社会教育課	D	事務としては、蔵所冊数は年々増加しており、図書貸出業務も連携体制に課題はあるものの、基本的には適正に事務は進められていると考える。 しかしながら、図書館運営全般に関することになるが、市として、図書館運営をどのような体制で、どのように進めていく考えであるのか、図書館運営のあり方(体制)が明確になっていないことが問題と考える。
103	図書貸出業務(千種)	図書貸出・返却業務。	社会教育課	D	現在、図書館・各生涯学習事務所で、図書事業への取り組み、人的体制(職員・臨時職員・有償ボランティア)の違いがあり、結果として市民サービスに差異が生じている。 今後、工夫により改善も期待できることから、図書館運営のあり方(体制)を明確にすること。 また、図書館運営のあり方(体制)を明確にする中で、各生涯学習事務所で取り組まれている事業についても検証すること。
104	図書館だより等啓発事業(千種)	毎月の行事案内、推薦図書の紹介、新着と新着図書の案内等図書館の利用案内等を掲載した図書館だよりの発行。	社会教育課	B	当該事業については、新着図書の案内、推薦図書の紹介など、図書館情報をお知らせする上では必要な事業と考える。 しかしながら、図書館・各生涯学習事務所で違いがあり、図書館だよりを発行されている生涯学習事務所もあれば、発行していないところもある。 市としての、図書館事業のあり方(体制)を明確にする中で、図書館だよりの発行についても検証すること。
105	宍粟市体育指導委員会活動補助事業	事務局を担当し、指導委員会の組織の充実、指導委員の資質の向上を図り、地域密着したスポーツ活動を推進し、補助金を交付する。	スポーツ振興課	B	当該事業については、本市のスポーツ振興を推進する上からも必要な補助事業と考える。 しかしながら、補助要綱については、平成20年4月の補助金要綱一括改正により目的、補助対象経費、補助率又は補助金額を示すことができたが、補助率又は補助金額については、さらに明確にするべきと考えるため、行革推進課・総務課と調整を進めること。
106	宍粟市体育協会活動補助事業	体育協会への事業経費の補助。	スポーツ振興課	C	当該事業については、本市のスポーツ振興を推進する上からも必要な補助事業と考える。 しかしながら、補助要綱については、平成20年4月の補助金要綱一括改正により目的は明確になったが、補助対象経費、補助率又は補助金額については、さらに明確にするべきと考えるため、行革推進課・総務課と調整を進めること。 また、体育協会の自主性(市の関与)については、引き続き自主性を高めるよう努めること。
107	宍粟市さつきマラソン大会開催事業	宍粟市さつきマラソン大会実行委員会等を開催し、大会運営方法や参加者増員を目指す方策を検討する。	スポーツ振興課	B	宍粟市を代表する最大規模のスポーツイベントであり、補助が必要な事業と考える。 また、大会に対する従事職員数も年々減少しており、効率的な運営に努められていると考える。 しかしながら、所属長の第一次評価でも示されているとおり、実行委員会組織の高齢化、ボランティアの減少・弱体化について課題があると考えられるため、将来的なことを踏まえ大会運営体制について検討を進めること。
108	宍粟市ロードレース大会開催事業	宍粟市ロードレース大会実行委員会等を開催し、大会運営方法等を企画検討を行い、市内小中学校等へ開催の案内を行う。	スポーツ振興課	A	当該事業については、参加者数もH17年(1312人)と比較するとH18(1698人)・H19(1643人)と300人余り増えており、成果が現れている事業と考える。 なお、ボランティアの確保については、引き続き努めること。

No	主要施策名	事業内容	主管課	総合評価	付記事項
109	B&G財団国内体験航海参加者支援補助事業	B&G財団主催の国内体験航海参加者負担金への補助金交付。	スポーツ振興課	B	当該補助事業は、補助内容から考えた場合、必要性は非常に低い事業と考える。しかしながら、行政とB&G財団の関係維持や市の将来的な施設修繕の際の財政的な負担軽減など、総合的な観点から判断し現時点においては継続するべきと考える。ただし、体験参加者については、波賀小学校児童から選ばれており、公平性に欠けているため、B&G財団と調整し、十分な募集期間を設けることにより、市全体から募集ができないか検討すること。
110	学校給食センター運営事業	生産者農家と顔の見える取り組みにより地産地消を推進し、新鮮で安心・安全な地場産野菜を給食に使用する。	学校給食センター	D	当該事業については、経済性・効率性の視点からも施設の統合に向け継続して検討を進めること。